

山口労雇均発 0509 第 2 号
令和 4 年 5 月 9 日

関係団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン並びに
人材確保等支援助成金（テレワークコース）の周知依頼について

厚生労働行政の推進につきまして、平素より格別のご理解とご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、テレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」にも対応し、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる新しい働き方ですが、労働者が安心して働くことができるよう良質なテレワークの導入・定着を図っていくことがますます重要となっております。

このため、厚生労働省では、別添 1 の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（雇用型テレワークガイドライン）を策定し、併せて、テレワークの導入に要した経費の一部を助成する別添 2 の「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を創設したところです。

つきましては、かかる趣旨をご理解いただき、貴団体傘下の団体及び会員の皆様に、別添ガイドラインのパンフレット及び助成金のリーフレットの内容を周知いただきますよう、特段のご支援とご協力をお願い申し上げます。

担当

山口労働局雇用環境・均等室

室長補佐 佐伯

企画主任 関根

電話 083-995-0390